

税制改正固まる

住宅非課税は閣僚折衝

海外展開税は11年度以降

政府の税制調査会は、2010年度の税制改正について、閣僚折衝事項などを除く大半の改正内容を固めた。国土交通省の所管では、国税15項目、地方税36項目が認められた。一方で、海外建設プロジェクト形成促進税制を含む国税16項目、地方税13項目は取り下げか11年度以降の検討課題となった。住宅取得のための非課税枠拡大に争点を絞った格好だ。前原誠司国交相が、公共投資削減中での建設業の成長分野に据えた国際展開について、税制面からの

取得のための非課税枠拡大に絞って閣僚折衝に持ち込むことを選択した。建設業の国際展開は、公共投資を削減せざるを得ない状況の中で、大手建設会社が進むべき道として前原国交相が示した。10年度予算で言及は、税制改正による5億7000万円の優遇と予算による国際展開支援1億円弱を予定していた。国交省は、成長戦略会議での検討で、財政出動を伴わなくても効果のある国際展開支援を打ち出す考えだ。また、馬淵副大臣は「11年度から改めて要求する余地もあるだろう。経済状況しながら産業の方向性ながら判断したい」としており、環境対応型国際展開支援税制を突破口に、11年度以降には新たな優遇策を打ち出すことも考えられる。

ただ、予算要求段階で前年度比14%という公共事業削減スピードに、海外展開支援の歩調を合わせられるのか、当面の大きな課題となりそう

税制改正

- ＜2010年度税制改正＞
- ▷SPCの導管性要件の一部見直し（法人税、法人住民税、事業税）
 - ▷JリートとSPCの登録免許税の特例措置延長（軽減税率段階引き上げて3年延長）
 - ▷認定長期優良住宅の軽減措置延長（不動産取得税。登録免許税は適正維持管理方策確立を条件に2年延長、固定資産税は新築住宅特例の見直し検討が条件）
 - ▷高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制延長（固定資産税。1年のみ）
 - ▷マンション建て替え事業の課税標準特例措置延長（登録免許税は2年延長）
 - ▷交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長（バリアフリー政策と合わせた抜本的見直しを前提に1年限り）
 - ▷地震防災対策用資産の課税標準の特例措置延長（4年延長の上、廃止）
 - ▷スーパー中核港湾の民営化会社が国の補助金などで新しく取得する大規模コンテナふ頭の固定資産税・都市計画税の特例措置創設
 - ▷駅のバリアフリー化のための改良工事で取得した施設の課税標準の特例措置延長（1年）
 - ▷特定都市河川流域の雨水貯留浸透施設の課税標準特例措置延長（固定資産税。特例率を3分の2に縮減）
 - ▷住宅の省エネ改修促進税制の延長（新築住宅特例見直しと合わせて検討）
 - ▷防災街区整備事業で従前の権利者に与えられる一定規模の防災施設建築物への特例措置延長（固定資産税。1年）
 - ▷新築住宅の固定資産税の軽減措置適用期限延長（1年で優良ストック重視への見直しを検討が条件）
 - ▷住宅のバリアフリー改修促進税制の延長（同）
 - ▷低床型路面電車の課税標準の特例措置延長（1年）
 - ▷補助を受けて整備する鉄道駅の耐震補強事業で取得した鉄道施設の課税標準特例措置延長（固定資産税。1年延長で廃止）
 - ▷PFI法に基づく公共施設などの整備の非課税措置延長（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- ＜2011年度以降の検討課題＞
- ▷環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
 - ▷外資系親会社の民営化に伴い継承する不動産の特例措置創設
- ＜要望取り下げ＞
- ▷建設市場型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
 - ▷都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買い換えの特例措置創設
 - ▷都市機能改善施設建て替え促進計画（仮称）の特例措置創設
 - ▷事業用建築物の耐震改修促進税制の延長（法人税、所得税）
 - ▷高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充（固定資産税、所得税、法人税）
 - ▷マンション建て替え事業の課税標準特例措置延長（不動産取得税）
 - ▷地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充（所得税、法人税）、課税標準の特例措置拡充（固定資産税）
 - ▷駅の乗り継ぎ円滑化のための大規模改良工事で取得する鉄道施設の課税標準の特例措置拡充（既存措置も廃止）
 - ▷駅のバリアフリー化のための改良工事で取得した施設の課税標準の特例措置拡充